

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（730））

2. 日時：平成30年3月5日 10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、吉村上席安全審査官、岸野主任安全審査官、津金主任安全審査官、安田主任安全審査官、照井安全審査官、日南川安全審査官、千明技術研究調査官、宇田川原子力規制専門職、郡安技術参与、竹内技術参与、山浦技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理 他16名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部機械耐震技術グループ 副長 他1名

中部電力株式会社：原子力土建部 設計管理グループ 担当 他2名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 副課長

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、2月21日、3月1日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請のうち、耐震設計の基本方針について、説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<地盤の支持性能について>

- 解析用地盤物性値の設定について、設置変更許可申請書（添付書類六）との関連性を整理して提示すること。
- 杭先端の支持地盤への接地圧に対する支持力評価について、具体的な考え方及び適用する施設を整理して提示すること。その際、杭周面摩擦力の考慮の有無についても整理して提示すること。
- 資料全般として、定量的な根拠を充実して提示すること。
- 地下水位の設定の考え方について、本資料に整理して提示すること。
- 地盤として設定している捨石について、設計上の扱いを整理して提示すること。
- 人工岩盤について、新設と既設でヤング係数、ポアソン比等の同じ種類の解析用物性値に対して引用図書を使い分ける理由を整理して提示すること。
- 地盤改良体（セメント改良）に関する動的変形特性の設定の考え方、根拠となる試験結果の反映方法の妥当性について整理して提示すること。
- 支持力算定用の地盤物性値について、試験方法等の設定根拠を含めて提示すること。

- 「入力地震動策定に用いる地下構造モデル」における基盤の定義及び地盤物性値の設定根拠を明確にするとともに、入力地震動策定の解析概要図を提示すること。
- 「地震応答解析に用いる地盤の解析モデル」におけるP S検層結果について、対象とする施設、位置付け、目的及び用途を整理して提示すること。
- 地盤物性のばらつきについて、使用する物性値及びその設定根拠等を本資料に整理して提示すること。
- 解析用物性値を他の地層で代用できることの根拠について、整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 屋外重要土木建造物の耐震評価における「地盤物性の不確実性への考慮」及び「地盤物性のばらつき」に係わる説明の概要について